

宮城県公報

宮 城 県
 (総務部私学文書課)
 宮城県仙台市青葉区
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○公害防止条例施行規則の一部を改正する規則	(環境対策課)	一
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(子育て支援課)	二
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築宅地課)	二
○公印の改刻	(私学文書課)	二
○平成二十四年宮城県告示第三百八号(特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域設定)の一部改正	(環境対策課)	三
○平成二十四年宮城県告示第三百十号(振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定)の一部改正	(同)	三
○平成二十七年宮城県告示第三百九十号(騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部改正	(同)	三
○平成二十七年宮城県告示第三百九十一号(振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部改正	(同)	三
○形質変更時要届出区域の指定	(循環型社会推進課)	三
○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請(二件)	(長寿社会政策課)	四
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(同)	六
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	六
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(同)	六
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	六
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	八

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	八
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	九
○認証食品の認証	(食産業振興課)	九
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	一〇
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	一〇
○道路の供用開始	(同)	一一
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	一一
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	一二
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)	(都市計画課)	一二
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水道課)	一二
○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出(二件)	(建築宅地課)	一三
○土地改良区役員の就任の届出	(仙台台地方振興事務所)	一三
○土地改良区の定款変更の認可	(同)	一三
○土地改良区の定款変更の認可	(北部地方振興事務所)	一三
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	一四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	一四
○博物館の登録のまつ消	(同)	一六
○選挙管理委員会	(同)	一六
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十三年分)	(同)	一七
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十四年分)	(同)	一七
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十五年分)	(同)	一七
○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則	(同)	一八
○宮城県公報平成二十七年号外第八号(平成二十七年三月二十五日付け)中	(同)	一八

規 則

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十七号

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

公害防止条例施行規則（平成七年宮城県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。
別表第二第四号中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

別表第二第五号、別表第四及び別表第六第一号(五)中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十八号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）を「知事」に改める。

第三十九条第一号、第四十五条第一号及び第七十九条第三号中「地方厚生局長等」を「知事」に改める。

附則第四項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）附則第四項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第五十五号）第五条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条第一号の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長がした指定は、新規則第四十五条第一号の規定により知事がした指定とみなす。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十九号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年宮城県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
第四十五条の二中「第六十八条の二十六第一項」を「第六十八条の二十五第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。


告 示

○宮城県告示第五百八十号

次のとおり公印を改刻した。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	種 類	用 途	印 影	使用開始年月日
宮城県大崎保健所長之印	地方機関印	一般文書用	新 	平成二十七年五月一日



○宮城県告示第五百八十一号

平成二十四年宮城県告示第三百八号（特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域設定）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「平成二十四年宮城県告示第三百七号」を「平成二十七年宮城県告示第三百九十号」に改め、第四号に次のように加える。

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律

第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

○宮城県告示第五百八十二号

平成二十四年宮城県告示第三百十号（振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「平成二十四年宮城県告示第三百九号」を「平成二十七年宮城県告示第三百九十一号」に改め、次の一号を加える。

六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第

七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

○宮城県告示第五百八十三号

平成二十七年宮城県告示第三百九十号（騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二

条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

○宮城県告示第五百八十四号

平成二十七年宮城県告示第三百九十一号（振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から施行する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

○宮城県告示第五百八十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

大崎市古川駅前大通四丁目百十番一、百十番七及び百十番八

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第四項第九号から第十一号までの該当性

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する。

○宮城県告示第五百八十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見を提出することができる。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 旭興業株式会社

2 所在地 宮城県加美郡加美町字蓬田四十八番地

3 代表者の氏名 代表取締役 浅野 新一

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県加美郡色麻町高根字新山前畑十九番、二十六番、二十八番一、四十四番一、五十番一、五十番七、色麻町高根字新前畑四十番

三 新設又は変更の別

変更

四 産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破砕施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

六 申請年月日

平成二十七年四月三十日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

2 縦覧期間 平成二十七年五月二十九日から平成二十七年六月二十九日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十七年七月十四日

2 提出場所 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第五百八十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

提出することができる。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 旭興業株式会社

2 所在地 宮城県加美郡加美町字蓬田四十八番地

3 代表者の氏名 代表取締役 浅野 新一

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県加美郡色麻町高根字新山前畑十九番、二十六番、二十八番一、四十四番一、五十番一、五十番七、色麻町高根字新前畑四十番

三 新設又は変更の別

変更

四 産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破砕施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

六 申請年月日

平成二十七年四月三十日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

2 縦覧期間 平成二十七年五月二十九日から平成二十七年六月二十九日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十七年七月十四日

2 提出場所 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第五百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七一一〇二三六九	訪問介護ステーションハウス 大崎市古川福浦一丁目一番 十九号サンホームこまち一 〇二号室	医療法人一秀会	平成二十七年 三月十五日
〇四七〇七〇一〇六一	訪問介護ステーションハ ウス・クルー美田園 名取市美田園八丁目一番二 号ソレアード城之内A三〇 一	医療法人一秀会	平成二十七年 四月一日
〇四七一五〇二四〇一	訪問介護徳波あんしん館 大崎市古川穂波三丁目七番 五十七号	株式会社ファーストケア	平成二十七年 四月一日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四六〇二九〇一七四	セントケア訪問看護ステ ーション石巻あけぼの 石巻市茜平二丁目一番地七	セントケア宮城株式会社	平成二十七年 四月一日

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇五〇一〇六五	デイ倶楽部いぶし銀 気仙沼市百目木二百六十九 番地一	株式会社ケア・インター フェース	平成二十七年 三月一日
〇四七〇七〇一〇四六	デイサービスゆりが丘のお 家 名取市ゆりが丘五丁目十四 番地の八	株式会社ハイジ・すま い	平成二十七年 三月一日
〇四七一〇〇五九九	デイサービスセンターさ くら 岩沼市桜五丁目十番十一号	特定非営利活動法人な でしこ	平成二十七年 三月一日
〇四七二二〇二四九一	スタジオぶらす登米 登米市迫町佐沼字中江一丁 目六の一	一般社団法人りぶらす	平成二十七年 三月一日

四 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七二二〇二五〇九	大門いこいの広場 登米市南方町原五番地	株式会社サーパス	平成二十七年 三月一日
〇四七二五〇二三三六	デイサービス自遊館 大崎市古川中里三丁目九番 二号	有限会社京屋具服店	平成二十七年 三月一日
〇四七一五〇二三四四	デイサービス穂波あんしん 館 大崎市古川穂波三丁目七番 五十七号	株式会社ファースト・ケ ア	平成二十七年 三月十五日
〇四七一五〇二三五二	デイサービスセンターま ま 大崎市岩出山字上真山九十 田三十二番地十	株式会社ループ	平成二十七年 三月十五日
〇四七〇六〇〇五五二	デイサービスセンター輪 白石市東町三丁目六番五十 四号	株式会社ハーモニック	平成二十七年 四月一日
〇四七〇七〇一〇五三	幸留館デイサービスセンタ ー 名取市大手町二丁目六番地 十二号	有限会社すぽっとけあサ ポート	平成二十七年 四月一日
〇四七〇七〇一〇七九	ユースボ名取駅西デイサー ビス 名取市手倉田字八幡四百二 十八番地の一	株式会社ユースポーツ イフ	平成二十七年 四月一日
〇四七〇七〇一〇八七	ユースボ仙台南デイサービ ス 名取市上余田字西田十九番 地一	株式会社ユースポーツ イフ	平成二十七年 四月一日
〇四七一〇〇六〇二	ユースボ岩沼大手町デイサ ービス 岩沼市大手町八番十五号	株式会社ユースポーツ イフ	平成二十七年 四月一日
〇四七一五〇二三八五	合同会社純之家 大崎市田尻小塩字東沢田二 十三番地一	合同会社純之家	平成二十七年 四月一日
〇四七二七〇二二五九	茶話本舗デイサービス日吉 台 黒川郡富谷町日吉台一丁目 二十五番十五号	株式会社デイケア ー	平成二十七年 四月一日
〇四七〇五〇一〇七三	気仙沼地域福祉事業所す ら い 気仙沼市台二百四十九番地 三	特定非営利活動法人ワー カリーズコープ	平成二十七年 四月十五日

○四七〇二〇二七三二	特別養護老人ホームはしうら石巻市北上町橋浦字大須八十八番地一	社会福祉法人みやぎ会	平成二十七年三月十六日
○四七〇八〇〇四九一	特別養護老人ホーム聖母の家 角田市横倉字丸山一番地	社会福祉法人あけの星会	平成二十七年四月一日
○四七三二一〇四六	シヨートステイゆたか 遠田郡美里町中埴字丸池二十九番地	株式会社エールズ	平成二十七年四月一日

五 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七二二〇二二七六	事業所の名称及び所在地 ダスキンヘルスレント仙南ステーション 柴田郡大河原町金ヶ瀬字丑越十一番一号	事業者の名称又は氏名 三恵商事株式会社	指定年月日 平成二十七年三月一日
-------------------------	---	------------------------	---------------------

六 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七三二〇二二七六	事業所の名称及び所在地 ダスキンヘルスレント仙南ステーション 柴田郡大河原町金ヶ瀬字丑越十一番一号	事業者の名称又は氏名 三恵商事株式会社	指定年月日 平成二十七年三月一日
-------------------------	---	------------------------	---------------------

○宮城県告示第五百八十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七三二一〇二二〇	事業所の名称及び所在地 居宅介護支援事業所 まちなか 遠田郡美里町北浦字遠門三十二番の一	事業者の名称 有限会社まちなか	指定年月日 平成二十七年三月一日
○四七二七〇二二四二	ケアプランセンター東向陽 黒川郡富谷町東向陽台一丁	株式会社テンダー	平成二十七年三月十五日

○四七〇二〇二七三〇	目三番六号 医療法人啓仁会 支援事業所ふかや 石巻市広瀬字焼巻二番地	医療法人啓仁会	平成二十七年四月一日
○四七一五〇〇一七三	有限会社西古川タクシー 護福祉事業部四季のめぐみ 大崎市古川新堀字北田四十二番地一	有限会社西古川タクシー	平成二十七年四月一日
○四七三二一〇三三八	アシストわくや 遠田郡浦谷町上郡字山合四十番地	合同会社のいえ	平成二十七年四月一日
○四七〇三〇〇八九八	ながい居宅介護支援事業所 塩竈市本町十番八号	有限会社インテリア工房 ながい	平成二十七年四月十五日
○四七一五〇二三九三	J Aみどりのふれ愛福祉センター 大崎市田尻北大杉八十八番地	みどりの農業協同組合	平成二十七年四月十五日

○宮城県告示第五百九十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定した。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二七三二	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホームはしうら 石巻市北上町橋浦字大須八十八番地一	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人みやぎ会	指定年月日 平成二十七年三月十六日
-------------------------	---	--------------------------	----------------------

○宮城県告示第五百九十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護予防訪問介護 ○四七三二一〇二二〇	事業所の名称及び所在地 居宅介護支援事業所 まちなか 遠田郡美里町北浦字遠門三十二番の一	事業者の名称又は氏名 有限会社まちなか	指定年月日 平成二十七年三月一日
------------------------	---	------------------------	---------------------

〇四七二一五〇二二四〇一	訪問介護ステーションハウスクールおおさき 大崎市古川福浦一丁目一番十九番サンホームこまち一〇二号室	医療法人一秀会	平成二十七年三月十五日
〇四七〇七〇一〇六一	訪問介護ステーションハウス・クルー美田園 名取市美田園八丁目一番二号ソレアード城之内A三〇一	医療法人一秀会	平成二十七年四月一日
〇四七二一五〇二二四〇一	訪問介護穂波あんしん館 大崎市古川穂波三丁目七番五十七号	株式会社ファーストケア	平成二十七年四月一日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号 〇四六〇二九〇一七四	事業所の名称及び所在地 セントケア訪問看護ステーション石巻あけぼの 石巻市西平二丁目一番地七	事業者の名称又は氏名 セントケア宮城株式会社	指定年月日 平成二十七年四月一日
-------------------------	--	---------------------------	---------------------

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七〇五〇一〇六五	事業所の名称及び所在地 デイ倶楽部いぶし銀 気仙沼市百目木二百六十九番地一	事業者の名称又は氏名 株式会社ケア・インターフェース	指定年月日 平成二十七年三月一日
〇四七〇七〇一〇四六	デイサービスゆりが丘のお家 名取市ゆりが丘五丁目十四番地の八	株式会社ハイジ・すまいる	平成二十七年三月一日
〇四七二一〇〇五九四	デイサービスセンターさくら 岩沼市桜五丁目十番十一号	特定非営利活動法人なでしこ	平成二十七年三月一日
〇四七二二〇一四九一	スタジオおらす登米 登米市迫町佐沼字中江一丁目六の一	一般社団法人りぶらす	平成二十七年三月一日
〇四七二一五〇二三三六	デイサービス自遊館 大崎市古川中里三丁目九番二号	有限会社京屋呉服店	平成二十七年三月一日
〇四七二一五〇二三三四四	デイサービス穂波あんしん館 大崎市古川穂波三丁目七番五十七号	株式会社ファースト・ケア	平成二十七年三月十五日

四 介護予防短期入所生活介護

〇四七二二〇二二〇一	デイサービスセンターこすもす園 柴田郡大河原町新南六十一番地十三	株式会社コスモ測量設計	平成二十七年四月十五日
〇四七〇五〇一〇七三	気仙沼地域福祉事業所すらいふ 気仙沼市台二百四十九番地三	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	平成二十七年四月十五日
〇四七一五〇二三八五	合同会社純之家 大崎市田尻小塩字東沢田二十三番地一	合同会社純之家	平成二十七年四月一日
〇四七一〇〇六〇二	ユースボ岩沼大手町デイサービス 岩沼市大手町八番十五号	株式会社ユースポーツライフ	平成二十七年四月一日
〇四七〇七〇一〇八七	ユースボ仙台南デイサービス 名取市上余田字西田十九番地一	株式会社ユースポーツライフ	平成二十七年四月一日
〇四七〇七〇一〇七九	ユースボ名取駅西デイサービス 名取市手倉田字八幡四百二十八番地の一	株式会社ユースポーツライフ	平成二十七年四月一日
〇四七〇七〇一〇五三	幸留館デイサービスセンター 名取市大手町二丁目六番地十二号	有限会社すぽっとけあサポート	平成二十七年四月一日
〇四七二一五〇二二三五	デイサービスセンターまや 大崎市岩田山字上真山九十九番地十	株式会社ループ	平成二十七年三月十五日

五 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七〇二〇二七二二	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホームはしゅうら 石巻市北上町橋浦字大須八十八番地一	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人みやぎ会	指定年月日 平成二十七年三月十六日
〇四七〇八〇〇四九一	特別養護老人ホーム聖母の家 角田市横倉字丸山一番地	社会福祉法人あけの星会	平成二十七年四月一日
〇四七三二〇一〇四六	ショートステイゆたか 遠田郡美里町中塚字丸池二十九番地	株式会社エールズ	平成二十七年四月一日

介護保険事業所番号 〇四七二二〇二二七六	事業所の名称及び所在地 ダスキンヘルスレント仙南ステーション 柴田郡大河原町金ヶ瀬字丑越十一番一号	事業者の名称又は氏名 三恵商事株式会社	指定年月日 平成二十七年三月一日
-------------------------	---	------------------------	---------------------

六 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七二二〇二二七六	事業所の名称及び所在地 ダスキンヘルスレント仙南ステーション 柴田郡大河原町金ヶ瀬字丑越十一番一号	事業者の名称又は氏名 三恵商事株式会社	指定年月日 平成二十七年三月一日
-------------------------	---	------------------------	---------------------

〇宮城県告示第五百九十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七〇三〇〇三五一	事業所の名称及び所在地 有会社青い鳥サポートハウス 塩竈市西町六番五号	事業者の名称又は氏名 有会社青い鳥サポートハウス	廃止年月日 平成二十七年三月三十一日
〇四七二七〇〇七八〇	大衡村社会福祉協議会介護保険事業所ヘルパーステーションおおひら 黒川郡大衡村大衡字平林六十二番地 大衡村地域活動支援センター内	社会福祉法人大衡村社会福祉協議会	平成二十七年三月三十一日

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号 〇四七二二〇〇七九	事業所の名称及び所在地 JA栗っこケアサービス相談センター 栗原市金成沢辺字木戸口五	事業者の名称又は氏名 栗っこ農業協同組合	廃止年月日 平成二十七年三月三十一日
------------------------	--	-------------------------	-----------------------

三 訪問看護

介護保険事業所番号 〇四六〇二九〇〇七五	事業所の名称及び所在地 医療法人社団健育会あけぼのひまわり訪問看護ステーション 石巻市あけぼの三丁目一番五号	事業者の名称又は氏名 医療法人社団健育会	廃止年月日 平成二十七年三月三十一日
-------------------------	--	-------------------------	-----------------------

四 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号 〇四七〇二二〇三〇〇	事業所の名称及び所在地 セントケア訪問リハビリステーション石巻あけぼの 石巻市西平二丁目一番地七	事業者の名称又は氏名 セントケア宮城株式会社	廃止年月日 平成二十七年三月三十一日
-------------------------	--	---------------------------	-----------------------

五 通所介護

介護保険事業所番号 〇四七〇七〇〇七三三	事業所の名称及び所在地 ライフクオリティ 仙台南名取市上余田字西田十九番地一	事業者の名称又は氏名 株式会社京王ズライフクオリティ	廃止年月日 平成二十七年三月三十一日
〇四七〇七〇〇八三二	ライフクオリティ名取駅西名取市手倉田字八幡四百二十八番地の一	株式会社京王ズライフクオリティ	平成二十七年三月三十一日
〇四七一〇〇四九五	ライフクオリティ岩沼 岩沼市大手町八番十五号	株式会社京王ズライフクオリティ	平成二十七年三月三十一日

〇宮城県告示第五百九十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七〇三〇〇三五一	事業所の名称及び所在地 有会社青い鳥サポートハウス 塩竈市西町六番五号	事業者の名称又は氏名 有会社青い鳥サポートハウス	廃止年月日 平成二十七年三月三十一日
-------------------------	---	-----------------------------	-----------------------

○四七〇三〇〇六三三	ケア・サービスマ・ワタナベ 居宅介護支援事業所 塩竈市旭町十七番七号	株式会社ケア・サービ スマ・ワタナベ	平成二十七年 三月三十一日
○四七二六〇〇四七七	居宅介護支援事業所十符・ 風の音 宮城郡利府町葉山一丁目五 十三番	社会福祉法人宮城厚生福 祉会	平成二十七年 三月三十一日
○四七三六〇〇二九四	南三陸町志津川在宅支援セ ンター 本吉郡南三陸町志津川字沼 田五十六番地	南三陸町	平成二十七年 三月三十一日

○宮城県告示第五百九十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サ
ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七〇三〇〇三五一	事業所の名称及び所在地 有限会社青い鳥サポートハ ウス 塩竈市西町六番五号	事業者の名称又は氏名 有限会社青い鳥サポート ハウス	廃止年月日 平成二十七年 三月三十一日
○四七一五〇二〇六二	アミカ大崎介護センター 大崎市古川李埴字山王十一 番一号	株式会社HCM	平成二十七年 三月三十一日
○四七二七〇〇七八〇	大衡村社会福祉協議会介護 保険事業所ヘルパーステー ションおおひら 黒川郡大衡村大衡字平林六 十二番地 大衡村地域活動 支援センター内	社会福祉法人大衡村社会 福祉協議会	平成二十七年 三月三十一日
○四七二八〇〇四〇八	ゆくらんびケアサービス 加美郡加美町宮崎字切込三 番二番地	株式会社陶芸の里宮崎振 興公社	平成二十七年 三月三十一日

二 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号 ○四七二一三〇〇七九	事業所の名称及び所在地 JA栗っこケアサービス相 談センター 栗原市金成沢辺字木戸口五	事業者の名称又は氏名 栗っこ農業協同組合	廃止年月日 平成二十七年 三月三十一日
-------------------------	--	-------------------------	---------------------------

三 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号 ○四六〇二九〇〇七五	事業所の名称及び所在地 医療法人社団健育会あけほ のひまわり訪問看護ステー ション 石巻市あけほの三丁目一番 五号	事業者の名称又は氏名 医療法人社団健育会	平成二十七年 三月三十一日
-------------------------	--	-------------------------	------------------

四 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号 ○四七〇二二〇三〇〇	事業所の名称及び所在地 セントケア訪問リハビリス テーション石巻あけほの 石巻市西平二丁目一番地七	事業者の名称又は氏名 セントケア宮城株式会社	平成二十七年 三月三十一日
-------------------------	--	---------------------------	------------------

五 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇七〇〇七三三	事業所の名称及び所在地 ライフクオリティ 仙台南 名取市上余田字西田十九番 地一	事業者の名称又は氏名 株式会社京王ズライフク オリティ	平成二十七年 三月三十一日
○四七〇七〇〇八三二	ライフクオリティ名取駅西 十八番地の一	株式会社京王ズライフク オリティ	平成二十七年 三月三十一日
○四七一〇〇四九五	ライフクオリティ岩沼 岩沼市大手町八番十五号	株式会社京王ズライフク オリティ	平成二十七年 三月三十一日
○四七二一三〇一五三一	大清水デイサービス 栗原市高清水小山田十二番	株式会社サーパス	平成二十七年 三月三十一日
○四七二五〇一六〇一	大杉デイサービス 大崎市田尻字北大杉六番地	株式会社サーパス	平成二十七年 三月三十一日
○四七二八〇〇五四九	デイサービスセンターにこ トピア加美 加美郡加美町字町裏八番七 十番地一	社会福祉法人みやぎ会	平成二十七年 三月三十一日

○宮城県告示第五百九十五号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六條第一項の規定により、認証食品

を次のとおり認証した。

平成二十七年五月二十九日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
二二三 十五	あられ類	みやぎのあられ株式会社 石田定克	みやぎのあられ株式会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田 五十一番地
二二三 十六	あられ類	みやぎのあられ株式会社 石田定克	みやぎのあられ株式会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田 五十一番地
百十二	あられ類	みやぎのあられ株式会社 石田定克	みやぎのあられ株式会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田 五十一番地
一七十	あられ類	みやぎのあられ株式会社 石田定克	みやぎのあられ株式会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田 五十一番地
八八十	あられ類	みやぎのあられ株式会社 石田定克	みやぎのあられ株式会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田 五十一番地
二二三 十七	海水塩	合同会社顔晴れ塩電 代表社員 伊藤栄	合同会社顔晴れ塩電	塩竈市港町二丁目十五番九号

二 認証年月日

平成二十七年五月二十二日

○宮城県告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 河南築館線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
栗原市築館字内南沢二一五番一地从先から 同市築館高田三丁目二〇八番一地从先まで	前	三三・二	八七・六	三六九・二
	後	一八・五	五〇・四	三六九・二

○宮城県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小野田三本木線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
加美郡色麻町四竈字向町無番地先から 同郡同町四竈字塩竈東二一番一地从先まで	前 A	三・四	一五・二	一九六・〇	上記 A 及び B は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
	後 B	九・三	二八・八	一九六・〇		

○宮城県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市唐桑町東舞根八四番一地从先から同市唐桑町東舞根一七二番一地从先まで	平成二十七年六月八日

○宮城県告示第六百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
旗立三丁目 の沢2	土石流	仙台市太白区旗立三丁目	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県仙台土木事 務所
霊屋下の1	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区霊屋下		
霊屋下の3	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区霊屋下		
千本杉の2	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区鉤取本町二丁目		
鉤取四丁目	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区鉤取四丁目		
旗立の2	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区旗立二丁目		
旗立	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区旗立三丁目		
人來田一丁目	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区人來田一丁目		
旗立の1	急傾斜地の崩壊	仙台市太白区旗立		
丸山	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区上谷刈字丸山		
1 名取が丘の	急傾斜地の崩壊	名取市名取が丘一丁目		

2 名取が丘の急傾斜地の崩壊	名取市飯野坂五丁目
----------------	-----------

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
旗立三丁目の沢1	土石流	仙台市太白区旗立三丁目	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百二二号

亶理町から亶理都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

亶理都市計画公園

二 都市計画の変更の種類及び名称

1 変更

名称 五・五・一号鳥の海公園

2 廃止

名称 二・二・七号築港公園

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百三号

亶理町から亶理都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 亶理都市計画道路

2 名称 三・五・八号荒浜築港線

三・五・九号荒浜大通線

三・五・十号荒浜西線

三・五・十一号箱根田東線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百四号

亶理町から亶理都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

種類 亶理都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画下水道事業

2 名称

気仙沼市公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

昭和四十八年宮城県告示第九百五十一号、昭和五十四年宮城県告示第千三百二十六号、昭和六十二年宮城県告示第三百五十四号、昭和六十二年宮城県告示第千五百十九号、平成三年宮城県告示第四百三十六号、平成九年宮城県告示第五百八十六号、平成十五年宮城県告示第二百四十七号、平成十六年宮城県告示第二百八十六号、平成二十二年宮城県告示第二百九十九号の事業地に気仙沼市南郷の一部の区域を加える。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第六百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。
平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

日本E R I株式会社

二 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都港区赤坂八丁目十番二十四号

三 変更しようとする年月日

平成二十七年六月一日

○宮城県告示第六百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

株式会社国際確認検査センター

二 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都中央区八重洲二丁目四番一号

三 変更しようとする年月日

平成二十七年六月一日

○宮城県告示第六百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、宮城県七ヶ浜町七ヶ浜土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。
平成二十七年五月二十九日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年三月二十八日	仁 田 勇	宮城県七ヶ浜町花瀨浜字上ノ山八十二番地	理事
平成二十七年三月二十八日	鈴木 利雄	宮城県七ヶ浜町花瀨浜字館下二十九番地一	監事

○宮城県告示第六百九号

宮城県七ヶ浜町七ヶ浜土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十七年五月二十一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年五月二十九日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

○宮城県告示第六百十号

大崎土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二

項の規定により、平成二十七年五月二十日認可した。
なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台
地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
平成二十七年五月二十九日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 増 子 友 一

○宮城県告示第六百一十一号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二
項の規定により、平成二十七年五月二十一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台
地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
平成二十七年五月二十九日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 正 木 毅

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工
区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
塩竈市字石田二十九番四、三十一番一、百五十
一番

東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号
株式会社アーネストワン

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 ゲルマニウム半導体検出器グastroウ素モニタ 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十八年三月十八日（金）
4 納入場所 小屋取モニタリングステーション
二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であ
ること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城
県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条によ
る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て
をしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始
の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第
一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可
の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを
なされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお
従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく
更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ
の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
と。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のい
れかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行
為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

（一）入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店
又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理
事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員
による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）
第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経

営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ平成二十七年六月十七日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 佐々木 愛 電話〇二二一二一一三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十七年六月十七日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年六月十五日(月)から平成二十七年六月二十三日(火)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年六月二十三日(火)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十七年六月二十九日(月)午前九時から平成二十七年七月七日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十七年七月七日(火)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十七年七月八日(水)午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Germanium semiconductor detector dust and iodine monitor. 1 system

2 Deadline for Delivery : March 18, 2016 (Fri.)

3 Place of Delivery : Koyatori monitoring station

4 Deadline for Bid : July 7, 2015 (Tue), 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570
Japan Tel.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十一号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十五条第二項の規定により、次のとおり博物館の登録をまつ消した。

平成二十七年五月二十九日

一 博物館の名称

松島水族館

宮城県教育委員会

二 博物館の所在地

宮城県松島町松島字浪打浜十六番地

三 設置者の名称及び住所

仙台急行株式会社

仙台市青葉区昭和町三番七号

四 登録記号番号

文社社第二二号

五 まつ消年月日

平成二十七年五月二十一日

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十三年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十四年宮選管告示第二百二十七号の一部を次のとおり改める。
平成二十七年五月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

1 収入総額中

「1 収入総額 15,481,616円」を「1 収入総額 16,842,416円」に改める。

「本年収入額 14,316,215円」を「本年収入額 15,677,015円」に改める。

2 支出総額中

「2 支出総額 13,325,734円」を「2 支出総額 14,686,534円」に改める。

3 本年収入の内訳中

「その他の収入 3,215円」を「その他の収入 1,364,015円」に改める。

「その他の収入 3,215円」の次に「
郡和子の会事務所費寄附相当分 1,360,800円」を加える。

4 支出の内訳中

「政治活動費 3,056,990円」を「政治活動費 4,417,790円」に改める。

「寄附・交付金 300,000円」を「寄附・交付金 1,660,800円」に改める。

郡和子の会の平成二十三年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 4,053,490円」を「1 収入総額 5,414,290円」に改める。

「本年収入額 850,587円」を「本年収入額 2,211,387円」に改める。

2 支出総額中

<p>2 支出総額 3,692,795円]を「2 支出総額 5,053,595円]に改める。</p> <p>3 本年収入の内訳中 「寄附 839,450円]を「寄附 2,200,250円]に改め、 「個人分 839,450円]の次の行に、 「政治団体分 1,360,800円]を加える。</p> <p>4 支出の内訳中 「政治活動費 2,407,124円]を「政治活動費 3,767,924円]に改め、 「寄附・交付金 1,500,000円]の次の行に、 「その他の経費 1,360,800円]を加える。</p> <p>5 寄附の内訳中 「年間五万円以下のもので 839,450円]の次の行に、 「(政治団体分)」 「民主党宮城県第1区総支部 1,360,800円 仙台市青葉区]」を加える。</p> <p>○高選管告示第六十四号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十四年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十五年宮選管告示第四百一十一号の一部を次のとおり改める。 平成二十七年五月二十九日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝</p> <p>1 収入総額中 「1 収入総額 34,695,646円]を「1 収入総額 36,056,446円]に、 「本年収入額 32,539,764円]を「本年収入額 33,900,564円]に改める。</p> <p>2 支出総額中 「2 支出総額 18,333,555円]を「2 支出総額 19,694,355円]に改める。</p> <p>3 本年収入の内訳中 「その他の収入 94,764円]を「その他の収入 1,455,564円]に改め、 「政選挙事務所 94,500円]の次の行に、 「郡和子の公事務所費寄附相当分 1,360,800円]を加える。</p> <p>4 支出の内訳中</p>	<p>「政治活動費 7,164,718円]を「政治活動費 8,525,518円]に改め、 「調査研究費 32,656円]の次の行に、 「寄附・交付金 1,360,800円]を加える。 郡和子の会の平成二十四年分収支報告書の要旨の</p> <p>1 収入総額中 「1 収入総額 7,274,717円]を「1 収入総額 8,635,517円]に、 「本年収入額 6,914,022円]を「本年収入額 8,274,822円]に改め、 2 支出総額中 「2 支出総額 4,984,191円]を「2 支出総額 6,344,991円]に改め、</p> <p>3 本年収入の内訳中 「寄附 5,023,000円]を「寄附 6,383,800円]に改め、 「政治団体分 3,510,000円]を「政治団体分 4,870,800円]に改め、</p> <p>4 支出の内訳中 「政治活動費 3,380,606円]を「政治活動費 4,741,406円]に改め、 「その他の事業費 1,765,942円]の次の行に、 「その他の経費 1,360,800円]を加える。</p> <p>5 寄附の内訳中 「宮城県歯科医師会連盟 100,000円 仙台市青葉区]の次の行に、 「民主党宮城県第1区総支部 1,360,800円 仙台市青葉区]」を加える。</p> <p>○高選管告示第六十五号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十五年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十六年宮選管告示第四百二十四号の一部を次のとおり改める。 平成二十七年五月二十九日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝</p> <p>1 収入総額中 民主党宮城県第1区総支部の平成二十五年分収支報告書の要旨の</p> <p>「1 収入総額 27,481,347円]を「1 収入総額 28,842,147円]に、 「本年収入額 11,119,256円]を「本年収入額 12,480,056円]に改め、</p> <p>2 支出総額中</p>	<p>「政治活動費 7,164,718円]を「政治活動費 8,525,518円]に改め、 「調査研究費 32,656円]の次の行に、 「寄附・交付金 1,360,800円]を加える。 郡和子の会の平成二十四年分収支報告書の要旨の</p> <p>1 収入総額中 「1 収入総額 7,274,717円]を「1 収入総額 8,635,517円]に、 「本年収入額 6,914,022円]を「本年収入額 8,274,822円]に改め、 2 支出総額中 「2 支出総額 4,984,191円]を「2 支出総額 6,344,991円]に改め、</p> <p>3 本年収入の内訳中 「寄附 5,023,000円]を「寄附 6,383,800円]に改め、 「政治団体分 3,510,000円]を「政治団体分 4,870,800円]に改め、</p> <p>4 支出の内訳中 「政治活動費 3,380,606円]を「政治活動費 4,741,406円]に改め、 「その他の事業費 1,765,942円]の次の行に、 「その他の経費 1,360,800円]を加える。</p> <p>5 寄附の内訳中 「宮城県歯科医師会連盟 100,000円 仙台市青葉区]の次の行に、 「民主党宮城県第1区総支部 1,360,800円 仙台市青葉区]」を加える。</p> <p>○高選管告示第六十五号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十五年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十六年宮選管告示第四百二十四号の一部を次のとおり改める。 平成二十七年五月二十九日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝</p> <p>1 収入総額中 民主党宮城県第1区総支部の平成二十五年分収支報告書の要旨の</p> <p>「1 収入総額 27,481,347円]を「1 収入総額 28,842,147円]に、 「本年収入額 11,119,256円]を「本年収入額 12,480,056円]に改め、</p> <p>2 支出総額中</p>
--	---	---

「2 支出総額	19,269,796円」	や	「2 支出総額	20,630,596円」	に	加	え	る。
「3 本年収入の内訳中								
「その他の収入	1,256円」	や	「その他の収入	1,362,056円」	に	加	え	る。
「その他の収入	1,256円」	の	次	の	に	加	え	る。
「郡和子の会事務所費寄附相当分	1,360,800円」	を	加	え	る。			
「4 本荘の区議会中								
「政治活動費	6,658,573円」	を	「政治活動費	8,019,373円」	に	加	え	る。
「調査研究費	33,491円」	の	次	の	に	加	え	る。
「寄附・交付金	1,360,800円」	を	加	え	る。			
「郡和子の会の平成二十五年分収支報告書の監査の								
「1 収入総額	5,404,482円」	を	「1 収入総額	6,765,282円」	に	加	え	る。
「本年収入額	3,113,956円」	を	「本年収入額	4,474,756円」	に	加	え	る。
「2 支出総額	3,776,665円」	を	「2 支出総額	5,137,465円」	に	加	え	る。
「3 本年収入の内訳中								
「寄附	1,660,752円」	を	「寄附	3,021,552円」	に	加	え	る。
「個人分	1,660,752円」	の	次	の	に	加	え	る。
「政治団体分	1,360,800円」	を	加	え	る。			
「4 本荘の区議会中								
「政治活動費	2,386,593円」	を	「政治活動費	3,747,393円」	に	加	え	る。
「その他の事業費	1,405,434円」	の	次	の	に	加	え	る。
「その他の経費	1,360,800円」	を	加	え	る。			
「5 雑費の区議会中								
「年間五万円以下のもの	808,002円」	の	次	の	に	加	え	る。
「(政治団体分)」								
「民主党宮城県第1区総支部	1,360,800円		「仙台市青葉区」	を	加	え	る。	

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第七号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年5月29日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 道路使用許可を得て行う自転車競技等のイベントに参加中のタンデム車（2人乗り用として

の構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人

を乗車させる場合

第22条中「第3号」を「第2号、第3号」に改める。

第29条第1項中「交通部運転免許課長」の次に「（以下「運転免許課長」という。）」を加える。

第34条第1項中「第5号」の次に「及び第18号」を加え、同項に次の1号を加える。

(18) 施行規則第38条第14項に規定する自転車運転者講習

第34条第2項の表中

「安全運転管理者等講習実施会場	安全運転管理者等講習
安全運転管理者等講習実施会場	安全運転管理者等講習
自転車運転者講習実施会場	自転車運転者講習

に改める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

正 誤

○宮城県公報平成二十七年号外第八号（平成二十七年三月二十五日付け）中

ページ	段	行	誤
七	上	後ろから二二	「看護職員」と
二〇	上	前八	「第四十一条第一項」